

なんぶ

議会だより



第7号

発行 / 南部町議会 編集 / 広報調査特別委員会 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1 TEL0859-66-4804

平成18年6月議会



東西町地区公民館祭

目次

6月定例議会

..... 2

18年度一般会計補正予算 他

あなたの請願・陳情はこうなりました

一般質問ダイジェスト 4

子どもの食育 / 障害者対策 / 地域自治 / 教育基本法 / 財政問題 / 給食センター / 民営化 / 国定資産税過誤納

委員会報告 11

町民の声 12

ホームページは紙を使わずに、楽しいですよ
充実した十日間でした

6月定例議会



六月定例会は、六月二十三日招集され六月三十日までの八日間の会期で開かれました。

今議会では、一般会計補正、老人保健特別会計補正、施設条例の整備に関する条例の制定、土地の取得、町長、助役、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する一部改正等が提出されました。

土地の取得は、平成七年より団地造成した鳥取県住宅供給公社所有の福里団地内の未分譲宅地十四区画について、公社との覚書もあり定住促進による町の活性化に資するものとして、一億七百二十九万三千円で一括取得をします。

町長、助役、病院事業管理者及び教育長の給与の特例に関する条例は、固定資産税過誤納に対しての管理者責任として、七月から九月までの三ヶ月間、町長は二十%、助役は五%の給与を減額するものです。

公の施設の指定管理者の指定は、各地区の集会所、活性化施設、直販所、公園を、平成十八年から二十八年までの十年間、各地区で管理するものです。陳情は継続中のものを含め、十二件が審議されました。

提出された議案は、本会議で総括質疑のあと、陳情案件とともに各常任委員会に付託されました。最終日に委員

すべての原案を可決しました。

又、議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてが、議員から発議提案されました。

この件は固定資産税過誤納に対し、議長、副議長、常任委員長の給与の五%を七月から九月まで減額するものであり、賛成多数で決しました。

町政に対する一般質問は、七名の議員が行いました。



老人クラブ連合会スポーツ大会

本会議審査結果報告

土地の取得について

(反対意見)

町の財政が大変な中で、販売促進の奨励金交付制度でも作って、赤字を五千万円以下でおさめられる方法を検討すべきだ。業者の提案をうのみにした提案である。

(賛成意見)

十四区画を順次買い取って、今回提案以下の町支出に押さえようとする場合少なくとも九区画以上の販売が必要になる。現在の宅地の取引状況や、福里団地の販売状況から見てこれは非常に難しく、定期借地権を販売する今回提案のほうは町にとって有利と考える。

(反対意見)

五年目の結果で精算するまで誠実に供給公社に働きかけ、売るために努力していただき、その結果売れ残ったものについては、その時の町財源を見ながら供給公社と話をし負担分について考えていくべきである。

(賛成意見)

平成七年、当時の会見町長と住宅供給公社理事長との覚書が入っており、平成二十年では完全残区画十四区画は町が買い取ることとなっているが、今後の分譲は非常に難しいと思う。定期借地権つき定住対策の方法に期待をしている。

(反対意見)

県の供給公社の販売について努力が足りなかったのでは。地元にも最終的に始末をしるというのは非常に無理がある。

る。販売に全力を挙げた結果、残った場合については、支払いについても、その時点でまた考えようということもある。町が全部買い上げてやるというようなことはやるべきでない。

(賛成意見)

売れることが前提なのか、売れないことが前提なのかよくわからない反対意見が出ている。町に販売ノウハウが無いのだから、今回の提案内容が適当である。

一般会計補正予算

(反対意見)

用地購入費について、件の供給公社との今までの話し合いに基づいて二十年度まで購入していきながら売っていく努力をし、精算後に町の財政状況等も見ながら供給公社と話をしていくべき。

(賛成意見)

土地購入以外は、現状に合わせた微調整的補正予算である。その中に南部中学の少人数学級のための予算もあり、ぜひ成立をさせたい。

(反対意見)

町財政が厳しい中、ぎりぎりの検討がなされたのか。一円の税金も無駄にしない検討が必要。町長のぼつと出たような提案について反省を求めたい。

(賛成意見)

土地購入は平成二十年までにはどうしても履行していかなければならず、先送りして好転する要素は無い。非常に大切な予算もこの中には含まれており、この一つを持って反対するのであれば、修正案を出すべきである。

あなたの請願・陳情はこうなりました

平成18年6月第4回南部町議会定例会提出

受理番号及び受理年月日	所属委員会	件名及び要旨	提出者	審査結果
陳情第1号 平成18年1月13日	総務	「外国人の受入れに関する意見書」の提出を求める陳情書	語学交流グループ ととりの会 代表 安達克己	趣旨採択
陳情第9号 平成18年3月2日	総務	「市場化テスト法案」に関する意見書採択の要請	自治労連鳥取県本部 執行委員長 植谷和則	不採択
陳情第10号 平成18年5月1日	経済	南部町の「鳥」指定についての陳情書	日本野鳥の会鳥取県支部 支部長 竹中 稔	趣旨採択
陳情第11号 平成18年5月24日	総務	教育基本法改正に関する意見書の提出について(陳情)	鳥取県西部地区革新懇話会 代表 宮倉 博	不採択
陳情第12号 平成18年5月29日	総務	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書	鳥取県労働者福祉協議会 理事長 中田博明	採 択
陳情第13号 平成18年5月29日	総務	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書	自治労連鳥取県本部 執行委員長 植谷和則	趣旨採択
陳情第14号 平成18年6月1日	民生	最低保障年金の実施を求める陳情	全日本年金者組合鳥取県西部支部 支部長 増田修治	不採択
陳情第15号 平成18年6月6日	議会運営委員会	南部町議会の改革を求める陳情書	まちの未来を語る会 代表 坪倉嘉昶	不採択
陳情第16号 平成18年6月6日	政治倫理条例 調査特別委員会	南部町政治倫理条例の制定を求める陳情書	まちの未来を語る会 代表 坪倉嘉昶	継続審査
陳情第17号 平成18年6月6日	議会運営委員会	南部町議会に係る常任委員会並びに全員協議会の公開を求める陳情書	南部町福成 加藤 誠	不採択
陳情第18号 平成18年6月13日	民生	「認定子ども園」の拙速な創設に反対する意見表明を求める要望書	鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利	継続審査
陳情第19号 平成18年6月14日	経済	酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する陳情書	全日本農民組合鳥取県連合会 会長 鎌谷広治 他2名	採 択

一般質問ダイジェスト

杉谷早苗議員

子どもの食育

Q 南部町教育振興会では朝食を食べようキャンペーンが実施されているが、どのような状況かたずねる。

また、食育基本計画の中に示されている朝食欠食児童（小学4年生）は、平成22年度目標値0%となっているが、現場においては、どのように受け止めているか。そして、学校、保育園における食育推進についての見解をたずねる。

「朝食を食べようキャンペーン」と食育基本法制定について
問題意識をもって取り組みます
町長

A 保育園では、保護者の生活リズムが影響していると思われる、欠食の園児が見受けられます。学校においては、100%達成の学校が1校、低学年で100%達成の学校が1校と、改善が見られます。しかし、貧しい朝食の実態も聞いています。内容についても問題意識を持って取り組みます。欠食児童0%については、一部達成できていますが、中身が大切と考えます。4月に食育支援室を設置し教育委員会と連携しながら総合調整、推進組織のたち上げをいたしています。

見受けられます。学校においては、100%達成の学校が1校、低学年で100%達成の学校が1校と、改善が見られます。しかし、貧しい朝食の実態も聞いています。内容についても問題意識を持って取り組みます。欠食児童0%については、一部達成できていますが、中身が大切と考えます。4月に食育支援室を設置し教育委員会と連携しながら総合調整、推進組織のたち上げをいたしています。



西伯図書館 食育の本紹介



西伯病院 電子カルテ

西伯病院

Q 新病院は新しい機能が充実に実した近代的な病院に生まれ変わった。

なかでも、電子カルテ導入について、患者が得るメリットはどのようなものがあるか。そして新病院になって、患者の待ち時間が長くなったと聞くことがあるが、これは、電子カルテ導入と関係があるか。また、待ち時間解消の対策はどのように考えているか問う。

電子カルテ導入のメリットは

医療の安全性と質の向上

病院事業管理者

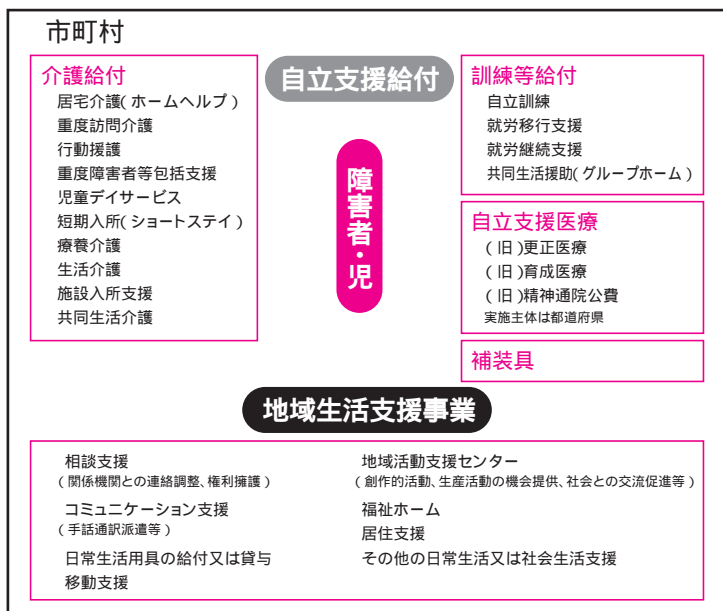
A 電子カルテ導入の背景と目的は（メリット）情報の提供、医療の質の向上、効率化、安全対策という医療の課題に対応できることです。県内で4番目に導入です。

待ち時間については、電子カルテの入力にも慣れ、解消されてきています。しかし、予約時間の仕組が従来と異なりまして。30分ごと3人の予約が入ります。同じ予約時間でも来院時の順位で待ち時間の差が生じます。そして中待合が無くなった事も一因です。予約時間の仕組みなど説明し、患者サービスの向上に努めます。

その他の質問

固定資産過誤納問題

細田元教議員



CATVの活用

Q 本年度中にCATV網が完備され、早い地域では秋頃から供用開始となる訳ですが、これを利用して保険、医療、福祉の分野での活用方法を聞きたい。県の情報ハイウェイを利用しながら本町のCATVと共同し、どのような活用ができるのかも聞きたい。

A CATV網を整備することにより、南部の皆様だけが視聴するチャンネルを持つことが可能となります。このチャンネルを最大限活用することが重要と考えており、その利用により保険、医療、福祉の分野においても、活用が十分可能とと思っています。しかしこのようなサービスを提供するには、十分なニーズ調査が必要で、導入したが利用がない状況が生じかねません。現場での不便や、問題点をしっかり認識し、それを解消する手段として、情報通信網を利用しなくては、と思っています。

十分なニーズ調査が必要

町長

CATVの保険、医療、福祉分野での活用は

障害者、障害児対策

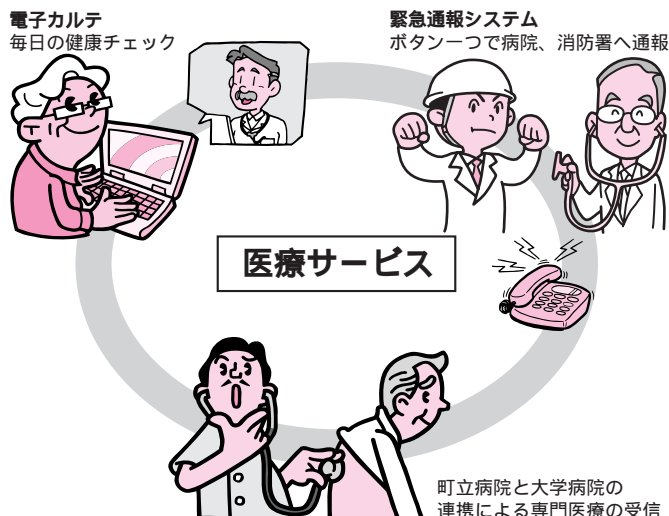
Q 障害者、障害児の支援費制度は、自立支援費制度に移行しているが、近い将来には障害者、障害児の介護保険制度となると聞いている。しかし全国では、現在いろいろな問題が出ているということ。現在障害者の支援費制度におきましては、認定など単町です。現実的には、広域連合が必要かと思いが所見を伺いたい。

A 自立支援法にも本人負担がある訳ですが、介護保険のように毎月の保険料がないので、現在のところ広域連合でこのことについては、時期尚早ではないかと思えます。今後の自立支援法が見直しされていく中で、具体的な内容や事務の効率化、財政などを検討して、安定サービスを提呈するには、広域連合も選択肢の一つと考えておく必要があるか、と思っています。

障害者、障害児福祉の広域連合化は

選択肢の一つと考える

町長



地域自治

検討委員会の答申について

7地区で自治区を

町長

Q 地域自治組織検討委員会の答申は、自治区割りについて、旧村を基準に、法勝寺地区、大国地区、天津地区、東西町地区、手間地区、賀野地区、上長田と東長田を一つとする、合計七自治区が最良としているが、これまでの説明は、一地区当たり約二〇〇〇人で、五丁六地区とするとされていた。どのような組織で自治区を作っていくのか。

A 自治区割りについては、町全体で五丁六地区程度を想定していましたが、「分割すれば新しい地域の連帯感の醸成までにかかりの時間と労力を伴うため、旧村単位を基準とし、地域の分割は考えない」との検討委員会の答申を尊重し、七自治区の設置を町の方針とします。
一般的なスケジュールとして、自治組織設立準備委員会の立ち上げ、拠点施設の決定、地域自治区、自治組織の名称の決定、会長、副会長候補の推薦、自治組織の規約案の作成、組織体制の決定、部長、部員などの募集、そして地域自治組織の設立総会の開催となります。



フラワーパーク

観光振興

観光の振興について

多方面の意見を集約

町長

Q 観光の振興について十八年度の予算の提案理由の中で、町内には多くの観光資源があり、交流人口の増加によって、相当の活性化に結びつくことが想定できるが、有機的に結びついていない状況と指摘されている。

観光による交流人口の増加は自治振興にとっても重要な要素と考える。又、これからつくっていく地域自治組織を維持運営していく上でも重要と考えるが観光の振興をどのように考えているのか。

A 合併により、県立フラワーパークや自然休養村の緑水湖周辺など、観光資源に恵まれた町になりました。交流人口の増加により相当の活性化が図られますので、観光施策が重要な活性化のポイントと考えています。

しかし、観光需要は減少傾向にあり、フラワーパークの入場者数は四十万人を割り込み、緑水湖周辺の利用客も減少し、利用客を確保するのが厳しい状況です。行政だけで立ち向かうことは困難な問題もあり、多方面の意見を集約し取り組んでいきたいと思っています。

その他の質問

保育園



参観日（1年生）

教育基本法

Q 教育基本法改正の動きが進んでいます。改正のねらいは国を守る義務の明記や非常事態全般の規定を盛り込むこと、又公共の福祉を公共の利益に置き換える、国の利益を公共性と主張し、個人の人權の保障よりも優先させる。この議論の先は、主権者として一人ひとりの子供の人格の完成を目的とする教育から憲法改悪が目ざす海外で戦争をする国にふさわしい人間を育てる教育の変革を図るとするものです。教育基本法の改正が必要かどうか、評価について聞か。

A 教育基本法は教育の基本理念・原則について定めた法律として施行され、この間教育の機会均等などの理念のもと普及と教育水準の向上が図られ我が国の社会、経済の発展に大きく貢献寄与したものと考えています。しかしここ数年の国際社会情勢の変化を見るとき国の経済、社会は時代の転換点に立っており、教育全般にわたっても様々な問題が生じていることも事実で憂慮すべき状態だと思います。時代に対応した教育基盤を築くためにも現行法の見直しも意義有る事と考えます。法律は子供の未来を左右し国の有方を決める重要な法であり、改正について必要か否か国民的議論が重要と考えています。

現・教育基本法は子供の人格完成が目的

改正の是非は国民的議論が重要

町長

亀尾共三議員

地域自治区

Q 人々が暮らす集合体の範囲はその場で生活する意思で決定する、これが民主主義の基本です。自治組織検討委員会の答申は区割については地域の歴史や行事を重視し、旧村単位を基準に考え過疎化等、共通の課題の理由で地区割は七地区が最良とした答申が出た。七区は公民館の区割であり、いまの公民館を活用した町づくりを図ることの方が有効です。町民の声は歓迎でなく否定、区割だけが決まり目的は不明、最後は行政の仕事を地域に投げ出すのか、の思いが大勢である。

A 当然公民館の活動を高く評価を来するように考慮しなければならぬと思っています。しかし公民館から入るのは時間がかかりすぎるとの思いを致します。公民館活動も一層充実し活発になるそういう仕掛けを自治区の中で果すべきと思います。公民館が中心の所は公民館が中心で活動、そうでない所は自治区が中心になって進める、いずれに致しましても自治区というものの枠組みの中で公民館も考えた方が効果的であると思っております。

地域自治より公民館の活用を

地域自治区の枠組で考えるのが効率的

町長



あいま公民館

その他の質問

国際交流協会訪中団

植田均議員



給食センター民営化

給食は町の責任で提供を

民間でも可能だと考える

町長

Q 町は、子供は地域の宝と言っている。次世代を育む大切な事業の一環である給食の事業を、食味や値段で安易に民営化していいものかと考える。食材供給していただいている町民も、子供たちに、おいしくて安全な米や野菜を食べさせようと努力しておられる。これは、町の直営だからできるのではないかと子供たちを、地域できちんと育てていくために、町が責任を持って給食を提供するべきではないか。

A 給食センターの事業は、指定管理など実施した場合、その受託業者が給食や料金に対して、十分に満足していただけるだけの業務の質や運営の力量を、保有しているかが重要だと考えます。地元の食材を使うことについては、委託業者に条件をつけておけばできることだと考えます。

住民は増大する税負担に悲鳴

厳しいが耐える時期

町長

重い税負担

Q 次から次へと増やされる税負担の現状に、住民は悲鳴を上げています。小泉構造改革が進められる中で、格差が拡大し低所得者が構造的に生み出されているものと考えます。一方、その様な状況の進行を受けて、財界人や、政府関係者の中からも、所得の再配分である税体系の見直しをしなければ、日本経済が良くならないとの認識も生まれているが、町長の認識はどうか。

また、町の公共料金審議会の開催日程の公表を求める。

A 確かに、小泉構造改革によって、国民の暮らしは厳しいものになっていることは実感しています。しかし、国民全体が後世に負担を残さないように耐えていかないといけない時期だと考えています。同時に、社会的な弱者や、経済的な弱者に対し十分な配慮をしていかなければならないと思います。

公共料金審議会の公開については、審議会にはかり日程等の公表を考えたいと思います。

固定資産税課税ミス問題

Q 固定資産税課税ミスの納税者への還付額は、総額二億円を超えてきた。この還付財源をどこに求めようとしているのか。また、再発防止策については原因究明と業者の責任を明確に求めていくことが不可欠であるが、町長はそれについてどのように考えているか。

A 還付財源は、議員ご存知のとおり基金の取り崩しで対応いたしました。また、誤りが生じた場合の責任ですが、一般的にはまず担当者であり、次に職制の上級者であり総括的に町長がその責任を取ることになると考えます。間違った事務を正し、そのうえで業者に非があると判断できればその責任を明らかにすればよいと思います。しかし、審査会の川中会長の答申でも法的な追及できないとのことですので、現状ではそれは難しいと考えます。

業者責任を明確に

現状では難しい

町長



緑水園

緑水園の人権問題

Q 地域振興会が指定管理者となった緑水園は昨年度末多くの解雇者を出してきました。ここに至る過程では著しく人権を脅かす行為があったのではないかとその声が上がっている。病気休暇を申請した職員の診断書を職場内で回覧した事実はあるか。また、身障者として採用してきたにもかかわらずそのことを承知で職場配転した事実があるか。

診断書の回覧の事実

回覧後すぐに回収し厳重注意

町長

A 診断書の回覧については、当時の管理職員に確認したところ、回覧の事実があったようであり、他の職員にも事情を認識してもらい急場をフォローしていこうということとされたようですが、即厳重注意、指導がなされ翌日回収をしたということです。また、職場配置については、これまでの配置や経験をもとに配転がなされ、当事者とは仕事内容、他の職員との協力体制や責任を十分話し合っており、上進めたと認識していると聞いておりますが、基本的な人権が損なわれないよう指導監督に努めてまいりたいと思っております。



総務常任委員会

総務常任委員会では補正予算をはじめとした六議案、並びに継続

審査の一件を含む五件の陳情を審査した。

議案第六十号の土地の取得については、福里団地の売れ残った十四区画を県住宅供給公社との覚書に基づき平成二十年には町が買入れなければならぬという問題に対する、町執行部提案の審査であった。

覚書どおり経年順次買取る場合と一括購入する場合とは土地買入れ単価が違う点、買入れ後に価格を下げて販売することが大変難しい点、定期借地権活用のため、投資額の約半額が相当長期間現金化されない点等、非常に複雑な問題並びに提案内容であった。委員の意見としては、「あくまでも県の住宅供給公社に販売努力を求めるとき」、「定期借地権の運用先が一社しかないのは不適切」といった反対意見、「当初の協定どおり進めれば、販売できなかったときのダメージが大きすぎる」、「町自体に宅地分譲の能力が無く業者に任せることになるが、現在の価格では多くを販売することはやはり

難しい」といった賛成意見が出された。採決の結果賛成多数で可決すべきものと決した。

議案第六十二号の一般会計補正予算についても、補正の主な部分が土地の取得に要する予算の計上となっており、議論の中身もこの問題について多くの意見が出されたが、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決した。

陳情第九号の市場化テスト法案に関する意見書採択の陳情については、「従来官が担ってきた分野を民間に任せたいために多くの問題が発生してきている」といった賛成意見、「高い専門能力が求められる分野が多くなり、民間のほうが優れている分野は民間に任せるべきである」、「既得権益を守っていきたくない」といった反対意見が出され、採決の結果不採択とすべきものと決した。陳情第十一号の教育基本法改正に関する意見書の提出の陳情については、「現在の教育状況の悪化をもたらした原因として、教育基本法のどこに問題があると言うのか。どこを変える必要があるのか。変える必要はない」といった賛成意見、

「基本法が全くダメだとは言えないが、何が不足しているところは無いか考える時代になってきている」、「国を愛することは個人や地域を愛することにつながり、現在の社会で失われつつある人と人とのつながりを育む心を育成することにつながる」といった反対意見が出されたが、採決の結果不採択とすべきものと決した。

民生常任委員会

民生常任委員会に付託されたものは、二議案と陳情が二つでありました。

議案第五十五号平成十八年度南部町老人保健特別会計補正予算は、医療費の増額によるもので原因は疾患であり前年より七%増えた為との説明であった。全員一致で可決。

議案第六十二号平成十八年度南部町一般会計補正予算は、社会福祉協議会補助金で備品の購入、派遣職員の人件費などであった。人件費については、一般会計の人件費を減額すべきではないかなどの意見があったが、賛成多数にて可決。陳情第十四号最低保障年金の実施を求める陳情は、

生活実態からみて取り上げるべきである。生活保護制度があり時期尚早である。現在の年金が低すぎるなど意見があり採択の結果、賛成少数で不採択。

理費町営住宅シロアリ駆除委託料六九万三〇〇〇円、城山住宅建設改良工事費より四七〇万円が設計管理委託料に組替となった。補正予算について特に異論はなかったが、住宅建設改良費から設計管理委託料が理解が出来ないと言う理由で一名棄権であったが賛成多数で可決すべきと決した。

経済常任委員会

当委員会に付託された案件は一般会計補正予算と陳情二件であった。

一般会計補正予算は農林水産業費で指定管理者の希望のなかっためぐみの里、エプロン等町の直営となった、その為の経費一八六万三〇〇〇円、自然休養村管理センター緑水園の風呂ポイラー老朽化による取替二六一万五〇〇〇円、森林公園、レストハウス等直営となり指定管理料減額四九八万四〇〇〇円であるが、管理委託料、草刈作業委託料、浄化槽清掃、保守点検料、光熱水費、専用水道保守点検料等増額となりトータルでは減額の四万三〇〇〇円となった。土木費では、大河

陳情第十号南部町の「鳥」指定については、町の「鳥」を指定すべきとの意見もあつたが、合併して南部町になつて花の指定も出来ない現状で、日南町の山鳥の様にはつきりと認識が出来れば良いが、本町に特に指定出来るような鳥がないとの理由で採決の結果趣旨採択となった。

内地内仮設道路部分の買取十一万七〇〇〇円、住宅管

陳情第十九号、酪農、集落営農、WTO農業交渉に關する陳情、酪農は特に牛乳の消費拡大を町で取組むとの事であるが、町営の施設、給食等で積極的に取組んで行く事、集落営農の取組みに付いては補助金等大きく変わりつつあり、現在、県、町等説明会を行っている所である、WTO農業交渉は継続して行われている事などで全員一致採択すべきと決しました。

ホームステイは気を使っけど、楽しいですよ

田住 三鴨 ひとみ

今回、ホームステイを引き受けるにあたり、家族でいろいろと相談しました。前はオハイオ州立大学生を受け入れたのですが、その時の事もあり、案外とすんなり“いいんじゃない”という感じでした。ハンリム大学生はイ・ミオンという女の子で、うちの三女と同じ年の20才でした。ですので、三女が大学から帰省しているのではと勘違いするほど、うちとけてくれ楽しい毎日でした。多少気を使うところもありましたが……。

町内の寺院、寺社もみて歩き、本人も楽しんでくれたのではないかと思っています。面白かったのは、自分の家でも思ったのでしょうか、毎朝、起こさなければ起きないのです。ぐっすり眠っていて、起こすのが悪いくらいでした。

こんな楽しい体験を沢山の方がされたいと思います。みなさん、快くホームステイを受け入れましょう。



充実した十日間でした

八金 生田 智子

どんな素敵な男の子が来てくれるのかと、楽しみにしていましたら、とっても面白くてサディスティックな子でした。ウジュンは私を毎日、上手にいじめては、家族の笑いを誘っていました。おかげで今年も充実した10日間を送ることができました。どうやら日本に来る韓国の生徒の多くは、日本文化にだけではなく、日本の芸能界や、アニメにとても興味があるようです。日本人の私知らない事でも、たくさん知っていました。本当にびっくりしました。また、日本でのスケジュールが、少しハードだったように感じます。疲れがたまりやすい環境なので、もう少し、ゆとりを持った予定をくんであげてほしいです。今回は、近所の別のホストファミリーと行き来して、たこ焼きパーティをしたり、カラオケをしてみたら、大変喜んでいました。来年もまたやってみようかと思えます。今年も参加させていただきます。ありがとうございました。



あとかき

長かった梅雨が明けたが、日本中に多くの被害をもたらした。町内でも約一〇〇ヶ所の被害箇所があったとのこと。梅雨の後は猛烈な暑さ。海や川や、プールで子供の事故が毎日報じられている。

安全を守り、維持していくには多くの努力が必要だが、事故はその努力を一瞬のうちに消し去ってしまう。

今、各集落で地域自治組織についての説明会がなされている。

南丹市美山町、安芸高田市、愛媛県内子町、先進地と言われるこれらの地域には、それぞれたどり着いた歴史がある。不十分な理解のままですたートするのか、もう少し時間をかけるのか、判断の分かれるところと思う。

自分たちで出来ることは行政の力をあてにせず、自らの力で行動して行くことは必要だが、「後ろを振り返ったらずもいかなかった……。」

このようなことがないよう、みんなの力を結集できるようにしたいものだ。